

令和6年5月10日

船橋市生物多様性地域戦略策定支援業務委託に関するプロポーザル 質問及び回答

No.	資料名	ページ	質問内容	回答
1.	1.船橋市生物多様性地域戦略策定支援業務委託に関するプロポーザル実施要領	2 ページ	JV は可能でしょうか。専門家派遣等について他専門機関との協業は可能でしょうか。	本業務に関して共同企業体 (JV) への委託は想定しておりません。1 者単独でのご参加をお願いします。 また、他専門機関との協業については、本業務の主たる部分以外の一部においては、発注者 (市) の承諾を得たうえで再委託することは可能です。
2.	1.船橋市生物多様性地域戦略策定支援業務委託に関するプロポーザル実施要領	2 ページ	過去の実績として、環境省と国立公園の自然環境保護を目的とした調査・業務実績等はございますが、完全な生物保護のみを特化した事例が見当たらない場合、そうした国立公園自然調査・専門派遣業務等の実績提出でも問題はございませんでしょうか。	本業務は、市内の自然環境調査を行い、市の貴重な自然または希少な保護すべき動植物や外来種等に関する自然環境状況を把握し、その結果等を基に市民・事業者・学識経験者等の意見を踏まえ、(仮称) 第2次生物多様性ふなばし戦略をまとめることを目的としていることから、自治体の自然環境調査及び生物多様性地域戦略の策定支援業務(その一部を生物多様性地域戦略として見なす他計画の策定支援業務含む) についての元請として実績を参加要件としています。 そのため、ご質問に記載の実績に関しては、自然環境調査に類似する業務ですが、自治体業務の実績としては認めることは難しく、また、戦略策定業務に対しての実績とは認められないものと考えます。
3.	3.船橋市生物多様性地域戦略策定支援業務委託 仕様書	1 ページ等	関連資料の閲覧は可能でしょうか。	公表している資料のみ閲覧可能です。